

2024(令和6)年度

安全・防災
危機対応マニュアル

播磨町立播磨小学校

目次

1. 防災体制に関すること
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 校内防災教育推進委員会
 - (3) 職員の参集体制
 - (4) 防災・防犯組織と分掌内容

2. 安全点検に関すること
 - (1) 点検の実施方法
 - (2) 防災設備の安全点検
 - (3) 避難経路の安全確認
 - (4) 通学路等の安全点検
 - (5) 日常的な安全点検・点検ポイント

3. 防災(避難)訓練実施に関すること
 - (1) 地震発生時の対応
 - (2) 火災発生時の対応
 - (3) 防災(避難)訓練指導計画

4. 緊急時の連絡体制に関すること
 - (1) 職員への連絡
 - (2) 保護者への連絡・引き渡し
 - (3) 関係機関への連絡

5. 学校が避難所となった場合の対応に関すること
 - (1) 避難所としての基本的な学校の対応
 - (2) 避難所の運営
 - (3) 避難所になった場合の職員の役割等
 - (4) 防災・防犯組織
 - (5) 避難経路図 A.B

6. 防災教育の実践(副読本『あすに生きる』の活用)
 - (1) 防災教育のねらいと学年ごとの指導計画

7. 防犯に関すること
 - (1) 不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

8. 播磨小学校危機管理レベル
 - (1) 学校災害のレベルと対応基準
 - (2) 学校災害のレベルと具体的事例
 - (3) 職員配備

1. 防災体制に関すること

(1) 基本的な考え方

学校では、災害発生時にまず児童の安全確保及び保護を最優先して行動する。そのために、災害がいつ発生しても対応できるよう「防災マニュアル」を作成し、防災体制の整備・充実を図る。しかし、災害発生時には、予想し難い事態が起こる可能性もあるため、防災マニュアルをもとに臨機応変に対応できる体制を共通理解しておく。

(2) 校内防災教育推進委員会の設置等

- ア. 組織…校長・教頭・応急救護班(各学年1名)
- イ. 内容…防災教育の推進及び防災計画の検討・作成

(3) 教職員の参集体制

夜間・休日等の勤務時間外及び出張中に災害が発生した場合、災害の種類や規模、発生状況等により教職員の連絡体制・参集体制を考える。

※14 ページ～「播磨小学校危機対応レベル」参照

(4) 防災・防犯組織と分掌内容

※10ページ参照

2. 安全点検に関すること

(1) 点検の実施方法

- ①定期的な安全点検・日常及び随時の安全点検を計画的に実施する。
- ②定期的に専門業者による安全点検を実施する。

(2) 防災設備の安全点検

- ①消火器……………定位置に設置され、使用可能な状態であるか。

②消火栓……………ホースの傷みはなく、使用可能な状態であるか。

③火災報知器・防火扉・緊急放送器具等…専門業者による定期点検がなされているか。

(3) 避難経路の安全確認

○避難経路となる廊下、階段、出入口に障害となるロッカー等を置かない。

○校舎の一部倒壊した場合に複数の避難経路を想定しておく。

○校内放送設備が破損した場合に避難誘導方法を共通理解しておく。

(4) 通学路等の安全点検

○登下校時に災害が発生した場合に備えて、通学路の安全確認を定期的実施する。

○通学路の危険個所の確認をする。

・落下しそうな看板 ・転倒が予想される塀や自動販売機等

○自宅近くにある避難場所(公園等)を児童や保護者に確認させておく。

(5) 日常的な安全点検・点検ポイント

備品・設備	該当箇所	点検ポイント
ガラス・蛍光灯	教室・廊下・階段・ トイレ・昇降口・ 体育館	・割れて散乱していないか ・固定されているか ・飛散防止フィルム等をはがれていないか
ロッカー・本棚・ドア	教室・特別教室・ 図書室・職員室	・転倒、移動の危険はないか ・上部に落下しやすい物を置いていないか
ガラス器具・食器類	理科室・保健室・ 家庭科室・調理室・ 職員室・用務員室・ 給食室	・転倒、落下、破損の危険はないか ・棚など収納場所の扉は簡単に開かないか
薬品類・医薬品類	理科室・保健室	・収納場所の扉は簡単に開かないか ・劇薬等の危険性の高い薬品類、あるいは、薬品が混合した場合に危険性がある物は、保管場所、保管方法を考えてあるか

テレビ・コンピュータ	教室	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、破損の危険性はないか ・移動しないように固定しているか ・固定器具はゆるんでいないか
鉄棒・ゴール・遊具等	運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒、移動の危険性はないか ・破損箇所はないか
ガス	給食室・理科室・ 調理室・職員室・ 用務員室	<ul style="list-style-type: none"> ・元栓は閉めているか ・ガス漏れ警報器は正常に作動しているか ・ガス管は老朽化していないか ・ボンベが転倒する危険性はないか
石油ストーブ	用務員室	<ul style="list-style-type: none"> ・周りに引火物はないか ・消火器が近くにおいてあるか ・安全装置は作動するか
灯油等油類	油庫	<ul style="list-style-type: none"> ・周りに引火物等はないか ・転倒し、流出することはないか

※毎月 15 日は「安全点検日」とし、定期的にチェックを行う。

3. 防災（避難）訓練実施に関すること

(1) 地震発生時の対応

ア. 学校生活中の基本的対応

① 地震発生



② 児童の安全確保

的確な指示（頭部の保護、机の下等に避難し、机の脚をしっかりと持つ）

- ・火災など二次災害の防止（ガスや薬品管理）
- ・負傷者の確認と配慮を必要とする児童の対応



③ 校舎外避難の決定と指示

校長・教頭（不在時は代行者）は、安全な避難経路を確認し避難指示を出す



④ 校舎外避難（運動場等）

- ・指示に従って、確実な避難（頭部保護・おはしも）
- ・職員の連携と臨機応変な対応（避難誘導・負傷者搬送など）
- ・児童名簿・関係機関連絡方法一覧の携帯



⑤ 避難後の安全確保

- ・人員の確認と安否確認（学級→学年→校長・教頭へ）
- ・負傷者の確認と応急処置
- ・警察・消防・医療機関・保護者への連絡
- ・児童の安全管理と不安に対する心のケア

※ 津波の危険がある場合

- ・安全な経路を通り大中遺跡まで避難誘導する。
- ・場合によっては、校舎の3階や4階へ避難させる。



⑥ 学校対策本部の設置

- ・職員各自の役割確認
- ・児童の安全確保・管理・不安除去など心のケア対策
- ・教育委員会等関係機関への連絡や外部情報把握
- ・地区役員や保護者との連絡と対応
- ・校舎等被害状況の把握、危険個所や立ち入り禁止等の措置
- ・保健室の整備・充実
- ・それぞれの情報の統括・対策



⑦ 保護者への引き渡し

- ・児童の校外避難を想定し、引き渡し訓練の要領にそって担任等が確実に引き渡す
（学童の時間帯は、学童指導者が引き渡す）

【場所別の初期行動】

場所	具体的な行動
教室	○近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	○実験中・調理中であれば、火元を消して危険物から離れる。 (実験器具棚、調理器具棚、備品棚、実験器具、アイロン等)
体育館	○体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し、姿勢を低くする。(※状況により、壁や柱に寄り添う方がよい場合もある)
プール	○プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。揺れがおさまれば、すばやくプールから出る。
廊下や階段	○窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。または近くの教室の机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
トイレ	○ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運動場・中庭	○校舎等の建物や体育器具等の倒壊の恐れのあるものから離れ、体を低くして頭部を保護しながら待つ。

【留意事項】

1. 授業中の安全確保

- 揺れている間は、落下物や倒壊物に気を付け、頭部を保護してじっと待機する。
- 教師は、冷静に的確な指示を与える。
- 安心させるような声かけを続ける。
- 火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。

2. 休み時間・放課後等の安全確保

- 教職員がその場になくても児童が安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。
- 揺れがおさまるまで、頭部を覆ってじっと待機し、教師の指示を待ち避難する。
- 近くにいる児童に声かけや指示をして不安や恐怖心を和らげる。

イ.登下校中の基本的対応

① 地震発生



② 児童の安全確保

・ブロック塀や自動販売機から離れて頭部を保護し、安全な場所に身を伏せる



③ 安全な場所へ避難

- ・近くの公園、空き地等に避難する
- ・落ち着けば、学校か自宅か近い方に避難する



④ 学校への避難後の安全確保

- ・学校に避難した児童の確認と安否確認（職員→校長・教頭あるいは代行者）
- ・負傷者の確認と応急処置、警察・消防・医療機関・保護者への連絡
- ・児童の安全管理と不安に対する対応（心のケア）



⑤ 学校対策本部の設置

- ・避難後の児童安全確保と管理
(勝手な行動をとらないように児童の安全確保、管理・不安除去対応)
- ・外部との連絡・対応
(教育委員会等関係機関に連絡や外部情報の把握、保護者との連絡と対応等)
- ・校舎施設の被害状況把握
(校舎等の被害状況把握、危険個所の立ち入り禁止等の処置、保健室の整備・充実)
- ・情報収集と対策
(それぞれの情報を総括、対策)



⑥ 児童保護者への引き渡し

・保護者連絡がついた児童から職員が確実に引き渡す

(学童の時間帯は、学童指導者が引き渡す)

【留意事項】

1. 登下校時の安全確保

○通学路について安全点検を行い、保護者及び児童に周知し、万一の場合に落ち合う場所を決めさせておく。

○児童が自主的に判断して避難することが原則となるため、日頃から防災リテラシー（自然災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組み等をよく理解し、災害時における危険を認識して日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力）の育成を図る。

○揺れがおさまったら、家に帰るか学校に避難するか、近い方を選び、素早く行動することを理解させておく。
なお、学校に避難してきた児童については、保護者に引き渡すまで学校で保護する。

2. 安否確認

児童の安否確認を確実にできるよう、連絡体制を整備しておく。

ウ. 校外活動中の基本的対応

① 地震発生

② 児童の安全確保

・安全な場所に身を伏せる

・教師の指示に従う

(施設使用している時は施設長、交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う)

③ 最寄りの安全な場所へ避難

・指示に従って安全な場所に避難（はぐれた場合は動き回らないように指示）

④ 避難後の安全確保

- ・人員の確認と安否確認 ・負傷者の確認と応急処置
- ・児童の安全管理と不安に対する対応(心のケア)

⑤ 学校へ連絡

- ・学校へ連絡、状況を報告し、指示を受ける

⑥ 対応決定

【留意事項】

1. 教師の対応

- 施設利用時は、避難経路・避難方法を指導しておくが、災害発生後は安全確認する者と避難誘導する者
とに分かれ、連絡を取りながら建物外に出る。
- 海岸では津波、山間部では崖崩れに注意して安全な場所に避難させる。

(2) 火災発生時の対応

ア. 基本的対応

① 火災発生

- ・校長・教頭(不在時は代行者)は、安全な避難経路指示を出す

② 避難準備

- ・的確な指示(電気を消す、カーテンを開ける、廊下に整列する等)

③ 校舎外避難(運動場等)

- ・指示に従って安全な場所に避難する

④ 避難後の安全確保

- ・クラスごと、学年ごとに整列する
- ・児童の安否確認(学級→学年→校長・教頭あるいは代行者)
- ・負傷者の確認と応急処置
- ・児童の安全管理と不安に対する心のケア

イ.休憩時・放課後などの対応

○静かに緊急放送を聞き、指示に従ってただちに運動場に避難する。

(教室ごとにまとまって「基本的対応」に沿って避難させる)

○各階に残っている教師を中心に避難指示・誘導にあたる。

○防災・防犯組織の【警備(校内巡視・残留児童の確認)】分掌の教師は、各教室をすべて確認する。

(3) 防災(避難)訓練指導計画

ア. 避難経路

○火災の場合

①出火の予想される場所

A 理科室 B 給食棟 C 調理室

②避難経路及び順序

・順路:11~12ページ参照

・順序:下の学年の避難を優先する

○地震の場合

①避難経路及び順序

避難経路の安全確認を行い、管理職の指示により避難をする

イ.防災訓練の予定

第1回 火災発生時における避難誘導訓練 + 引き渡し訓練 (1学期)

第2回 地震・津波発生時における防災訓練(3学期)

① 災害発生状況の設定

○非常サイレン→緊急放送(発生状況・避難経路)

○外部への連絡

② 避難

- 避難要領の遵守
- 集合場所(運動場)
- 保護者引き渡しの確認

③ 安全についての諸活動

ウ.防災訓練の方法

① 災害発生状況の設定

第1回 火災発生時における避難及び引き渡し

第2回 地震・津波の発生(防災教育)

② 訓練要領

防災マニュアルに沿って実施する

・防災・防犯組織の教職員の分掌を常に把握しておく

4. 緊急時の連絡体制に関すること

直ちに学校災害対策本部を設置し、外部との連絡・対応にあたる。

※14 ページ【播磨小学校危機対応レベル】参照

(1) 職員への連絡

- 職員連絡網を使って連絡する(スクリレ等の配信)
- 電話による連絡網が使えない場合は、臨機応変に対応する

(2) 保護者への連絡・引き渡し

- スクリレを一斉送信する。

○学校放送設備で放送する。

○引き渡し訓練要領に沿って、学級ごとに確実に保護者に引き渡す。

連絡が見つからない場合は、避難所である学校で連絡がつくまで預かる。

(学童へ通所している児童は学童の指導者への引き渡しも可)

(3) 関係機関への連絡

播磨町教育委員会 079-435-0355 ※状況により「町災害対策本部」と連絡をとる

5. 学校が避難所となった場合の対応に関すること

(1) 避難所としての基本的な学校の対応

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の果たす第一義的な役割は、児童の安全を確保することにある。しかしながら、大規模災害が発生した場合には、避難所に指定されている本校では、避難所運営マニュアル(播磨小学校版:平成27年播磨町作成)に基づき避難所開設をする。

(2) 避難所の運営

避難所運営については、上記避難所運営マニュアルによる

①施設等解放区域の明示 ②避難所誘導 ③避難者数の確認と避難者名簿の作成

④情報・通信関係 ⑤応急処置と救急病院への連絡 ⑥救援物資の搬出入

(3) 避難所になった場合の職員の役割等

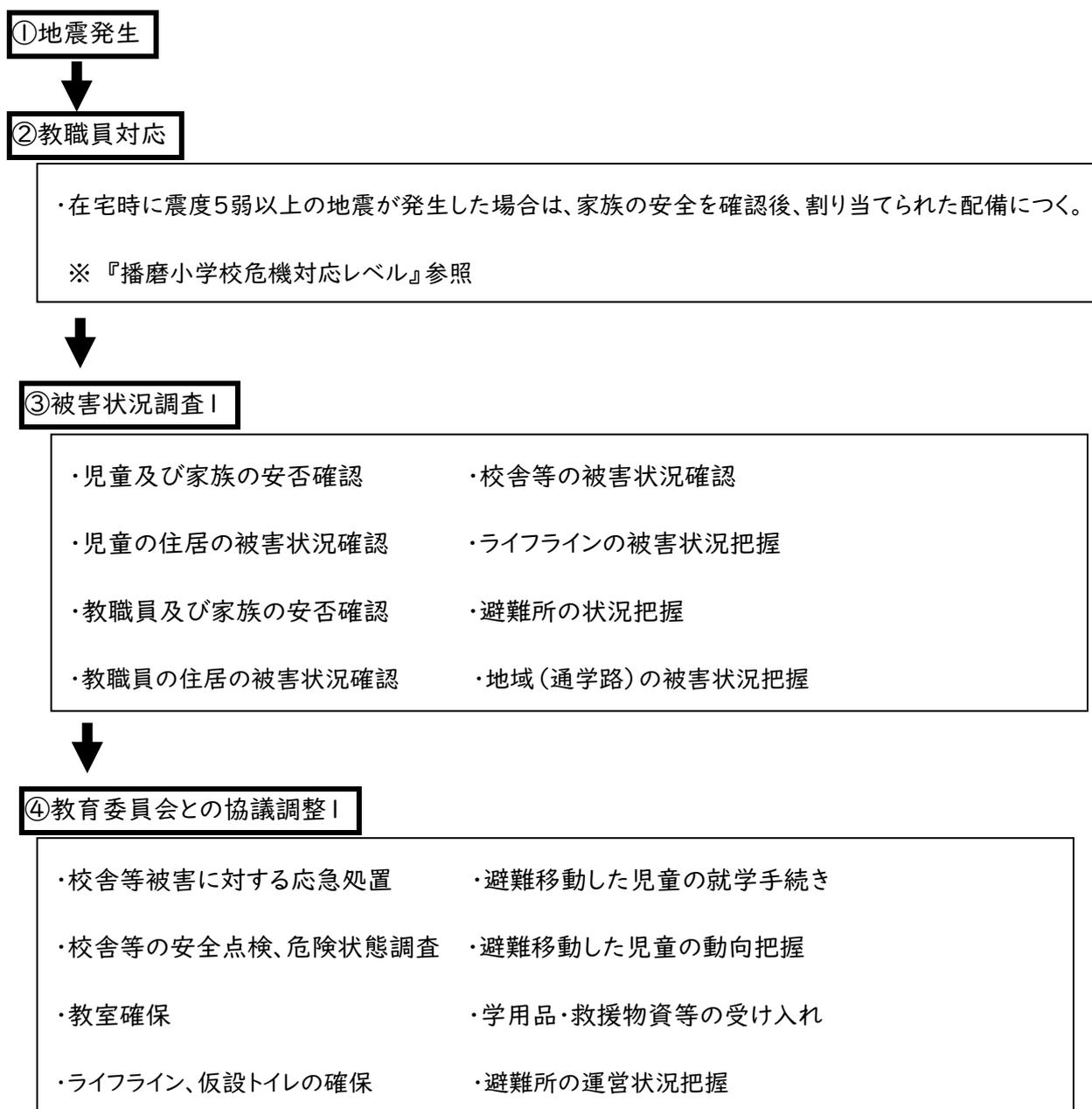
	本校教師
① 施設等開放区域の明示	桑木、岡本、吉村
②避難者誘導	三木、船橋、田津、河嶋
③避難者数の確認・避難者名簿作成	今富、秋山、藤原、松嶋
④情報収集・広報活動	教頭、高田、飯田、杉本、豊田

⑤応急処置・救急病院連絡	横田、平田、木村、長谷川、田尻
⑥救援物資搬出入	寺田、佐藤、栗田、荒瀬、大里、上赤坂、若山、佐伯、菅野、大角、岩間

学校教育再開に向けた対応(対地震)

- ①播磨町に『震度5弱以上』の地震が発生した場合は、学校を閉鎖する。学校再開の連絡があるまで児童は自宅待機(避難所等での待機を含む)とする。
- ②児童が在校中に『震度5弱以上』の地震が発生した場合は、安全を確認しながら児童を運動場に避難させ、保護者への引き渡しを行う。迎えがない場合は学校で保護する。

学校教育再開に向けた対応フロー





⑤ 臨時登校、家庭訪問、被害状況調査2

- ・保護者への連絡方法確認
- ・心理面の安定の確保、当面の予定の周知
- ・登校児童の確認と学級編成
- ・避難移動した児童の把握
- ・避難移動した児童の移動先訪問
- ・通学路の安全指導
- ・児童より具体的な被害状況の把握
- (教科書・救援物資等)



⑥ 教育委員会との協議2

- ・校舎施設、設備の復旧
- ・教職員の配置(学級担任、臨時時間割編成)
- ・授業形態の工夫
- ・教職員の不足した場合の対応
- ・教科書等の確保と学費の援助
- ・授業再開への協議・保護者への連絡



⑦ 再開

(4) 2024年度 防災・防犯組織

本部	指揮統括・情報収集・情報分析・対応策の検討・連絡調整 警察・報道機関への対応・教育委員会への報告・被害児童の家庭訪問等	校長・ 教頭
----	--	-----------

班	災害時（震度5弱以上の地震が発生したとき）	不審者侵入時	平常時	
通報	校内	本部の指示で緊急警報の伝達	通報機器の点検管理 (通報設備が使用不能の場合にも備える)	教頭
	校外	関係諸機関への連絡 (町教委・消防署) 保護者への連絡	関係諸機関への連絡(町教委) PTA等の関係者へ連絡 保護者へ連絡	
避難誘導	児童を安全な場所へ避難誘導 人員確認 精神的ケアを心がける 本部へ連絡 保護者への引き渡し	児童を安全な場所へ避難誘導 人員確認 精神的ケア 本部へ連絡 保護者への引き渡し 被害児童家庭訪問	避難経路 避難場所 避難用具の確認と管理	各担任 (授業者)
応急防災 初期対応	防火 火気器具、薬品等の状況の点検 火災発生時…初期消火作業 災害防止 本部へ連絡	不審者への対応 避難誘導	火気器具の設置場所リスト作成 消防器具・防災用具の点検 使用方法の熟知 重要書類等の整理	藤原 杉本 大里 菅野 田津 荒瀬

			非常持ち出しの表示 とチェック表作成	岡本
	非常持ち出し	非常持ち出し品の搬出(指導要録、学校沿革誌、卒業生台帳、職員履歴書、学校日誌等) 搬出品の安全確認 本部への連絡		教頭 飯田 高田 田尻 若山
救急看護	校内巡視(残留児童の確認) 負傷者の応急手当 医療機関との連絡調整	負傷者の応急手当 医療機関との連絡調整	救急器具・医薬品の 点検保管	横田
警備	校内巡視(残留児童の確認) 被害状況の把握 要救助者の救助活動 被災盗難等の予防		救助用具の点検 巡視経路図の作成	今富 秋山 平田 豊田

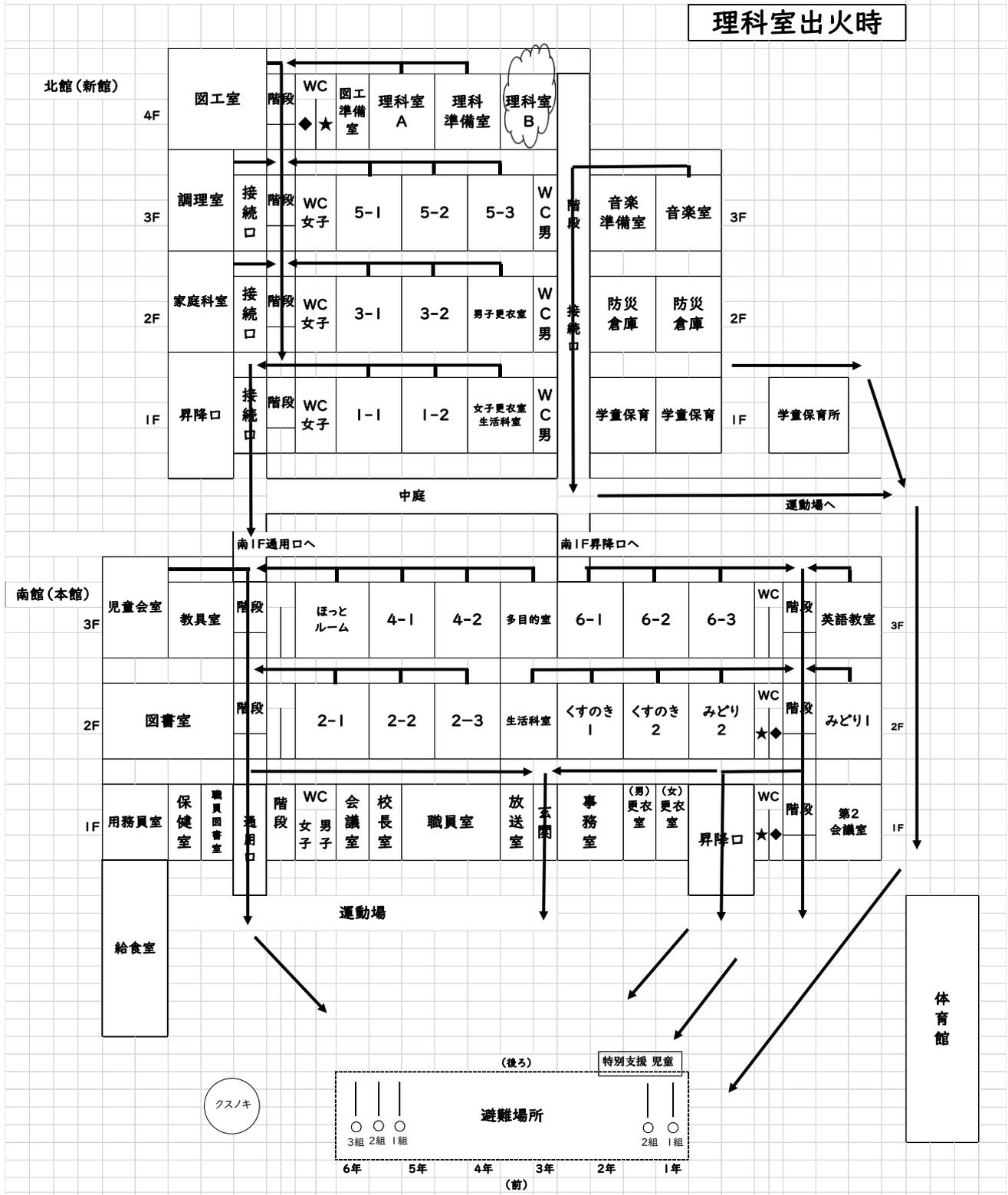
緊急連絡先 学校長 XXXXXXXXXX 町教委 079-435-0533

播磨小学校 079-437-9849 学校携帯 080-6844-5984(発信のみ)

(5) 避難経路図

α 理科室出火時(例)

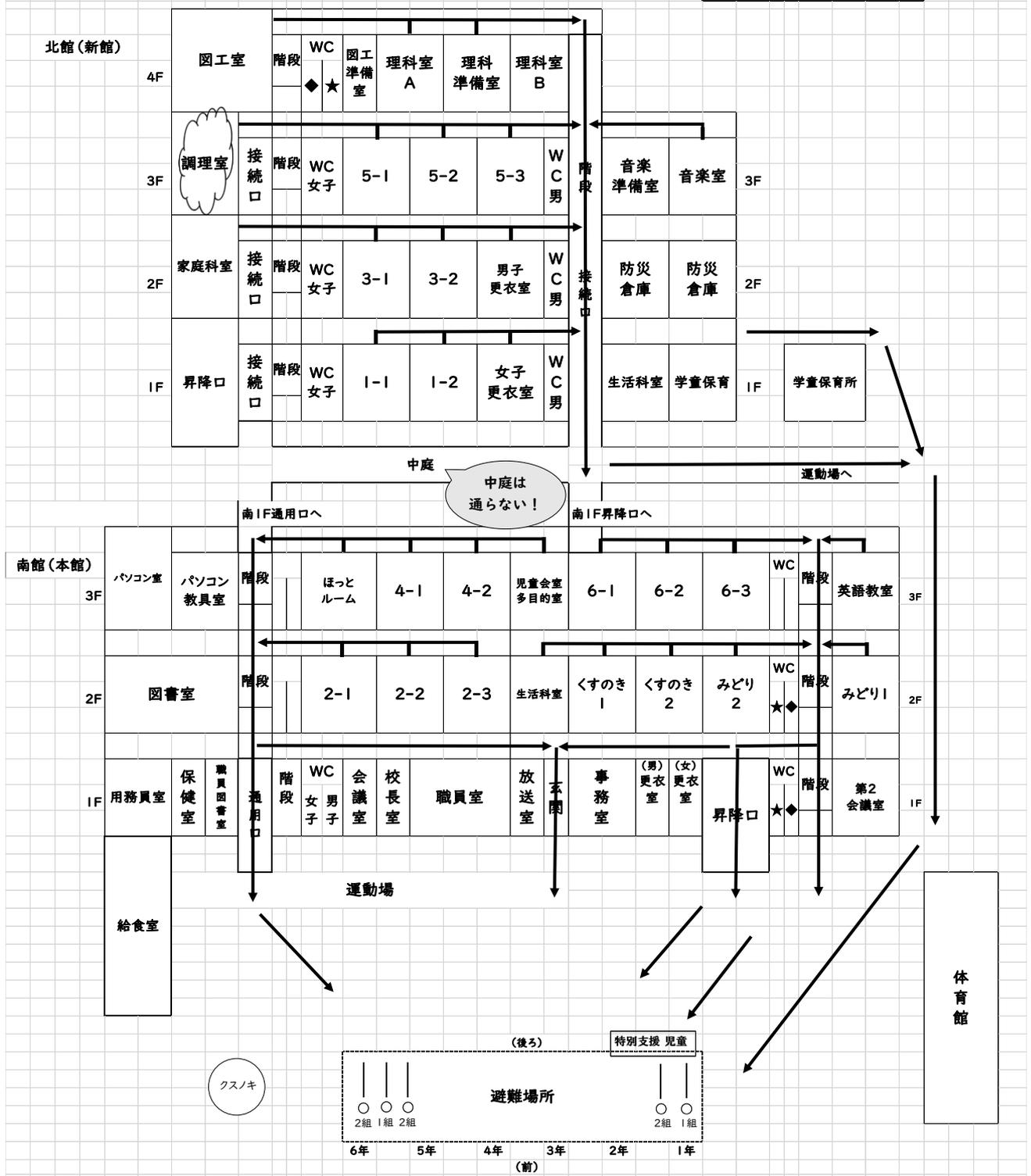
2024年度 播磨小学校学校見取り図



b 調理室出火時(例)

2024年度 播磨小学校学校見取り図

調理室出火時



6 教育の実践(副読本『あすに生きる』の活用)

1. 目的

- 児童が災害時に自らの命を守るのに必要な事柄について理解を深め、災害が発生した時にも落ち着いた確に行動できる能力や態度を育成する。
- 震災体験から学び得たものを生かし、自然への畏敬の念や家族の絆の大切さ、生命の尊さを学ぶと共に、助け合いの心や思いやりの心を育み、人間としての在り方・生き方について考えを深める。

2. 内容

(1) 道徳の時間に行う学習(防災教育副読本「明日に生きる」の活用)

- ・道徳の時間に「明日に生きる」の、「人間としての在り方・生き方にせまる」から学年に応じた題材を取り上げ、学習する。(1月17日の防災訓練までに行う)
- ・取り扱う題材は学年間で重なりや偏りが出ないように以下のように配分する。

○学年ごとに扱う題材

学年	題材名(視点)
1年	水くみ したよ(ボランティア精神)
2年	おばあちゃん これ(人と人とのふれあい)
3年	わたしの シロ(生命の尊重)
4年	おばあちゃん 風呂に入りよ(人と人とのふれあい)
5年	ぼくは一人じゃない(人と人とのふれあい)
6年	悲しみを乗り越えて(生命の尊重)

(2) 防災学習の時間に行う学習

- ・DVD「津波からにげる」を視聴し、災害時における適切な避難行動を理解する。
- ・「明日に生きる」の「自然的・社会的要因をつかむ」「今後の防災体制を考える」「防災行動をとる」から学年に応じた題材を学習することで、災害についての正しい知識を学び、適切な避難行動への理解を深める。
- ・児童の震災体験や災害に対する感じ方は様々であり、心のケアを必要とする児童がいることも考えられる。

※ DVDの視聴や題材の扱い、指導には十分配慮する必要がある。

○学年ごとに取り扱う題材

学年	題材名(視点)
1年 2年	じしんの ときの こうどう (地震時の基本的な身の守り方を身につける)
3年 4年	さい害直後のこんなな生活を乗りこえる (日頃から災害に備える実践的な態度を育てる)
5年 6年	しゅん時の判断 救った命 (避難する際の心構えを理解する)

・「じしんの ときの こうどう」については全学年で指導する。

7. 防犯に関すること

(1) 不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理、校門の利用箇所の指定、防犯カメラ、来訪者の確認
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入り口の指定・案内明示、通行場所の指定、死角の排除
C 校舎への入り口	入り口の指定、明示

8. 播磨小学校危機対応レベル

(1) 学校災害のレベルと対応基準

1. 目的

学校災害発生時において、児童及び教職員、保護者や地域住民等の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

◎本校でどのような学校災害が起こりうるのかを認識し、何に気をつけるべきかを検討する。

◎学校災害発生時のいざというときの対応を熟知する。

◎普段から備えておくべきことについて、管理面と教育面の両面から取り組む。

◎学校管理下での負傷者が減少するよう、学校内の整備に努める。

3. 適用範囲

◎本校の児童及び教職員が関係する学校災害

◎本校に避難所が開設される災害

4. 被害の想定

(1) 播磨町共通の学校災害

地震(山崎断層帯地震) 地震・津波(南海トラフ巨大地震) 風水害
火災 交通事故 感染症 不審者侵入 学校内事故(死亡事故)

(2) 本校独自に想定する学校災害

食物アレルギーによるアナフィラキシーショック てんかんによる緊急搬送

5. 守るべき優先順位

1. 子ども達と教職員の安全を確保する
(1) 命を守る、身体の安全を守る
(2) 子ども達を保護者へ引き渡す
2. 避難所として地域住民を引き受ける
3. 授業を再開する

6. 学校災害のレベルと対応基準

レベル1・・・学校内での対応を基本とする学校災害
レベル2・・・学校と関係機関の対応が必要となる学校災害
レベル3・・・町的な対応が必要となる学校災害

(2) 学校災害のレベルと具体的事例

レベル1 (学校内での対応を基本とする学校災害)

ex) 頭部の打撲、骨折など

- ① 身の安全の確保・指示
- ② 状況確認・応急処置

※初期対応項目

- 応急処置
- 記録(時系列の様態と状況)
- 全校一斉放送
- 学校長・保健室の連絡

レベル2 (学校と関係機関の対応が必要となる学校災害)

ex) 水泳中の水難事故、不審者侵入、アナフィラキシーショック、
てんかん

- ① 状況確認・初期対応
- ② 救急車の誘導・周りの児童への対応
- ③ 記録の継続

初期対応班

1年生・・・藤原
2年生・・・杉本
3年生・・・大里
4年生・・・菅野
5年生・・・田津
6年生・・・荒瀬
指示・調整係
高田

レベル3 (町的な対応が必要となる学校災害)

ex) 震度5弱以上の地震発生時

一度に多数の負傷者が出る災害・事件

- ① 状況確認・初期対応
- ② 防災マニュアルに沿って行動
- ③ 事業継続、復旧への動き

◎共通理解事項

- ・常時 ホイッスル、携帯電話、名札(関係機関の連絡先を入れておく)
- ・非常事態はホイッスルで合図を送る
- ・エピペンの場所を把握しておく
- ・AEDは職員玄関廊下のボックス内
- ・さすまたは職員室前に1本、後ろに4本
- ・車いすはなし
- ・担架は保健室内

(3) 職員配備

※取扱い注意

教職員緊急連絡網

隊長 穂原 清斗

〈1号配備〉	〈2号配備〉	〈3号配備〉
嶋 希 寺田 路生 高田 木実 木村 雪穂 栗田 一也 横田 ひとみ 藤原 香菜子 佐伯 準也	船橋 慶子 田津 茜 吉村 育子 杉本 久美子 上赤坂 菜央 桑木 小百合 松嶋 千佳 荒瀬 翔平 岡本 祥代 菅野 聖治 大里 裕一 岩間 信哉	今富 仁美 河嶋 由衣 三木 万由美 秋山 将亮 若山 昌代 平田 愛貴 (福島 有紗) 田尻 真紀 豊田 侑奈 飯田 晃大 大角 俊太郎

■ 教職員参集基準

【警戒配備体制】(警戒指令)

- ・播磨町全域で震度4を観測した場合
- ・警報が発令され災害発生のおそれがある場合

【1号配備体制】(防災指令第1号)

《少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒にあたる体制》

- ・播磨町全域で震度5弱を観測した場合
- ・小規模の災害が予想される段階又は発生した場合

【2号配備体制】(防災指令第2号)

《所属職員の概ね5割以内の人員を配置し、防災活動にあたる体制》

- ・播磨町全域で震度5強を観測した場合
- ・中規模の災害が予想される段階又は発生した場合

【3号配備体制】(防災指令第3号)

《所属職員全員を配置して、防災活動にあたる体制》

- ・播磨町全域で震度6弱を観測した場合
- ・大規模の災害が予想される段階又は発生した場合

播磨小学校防災倉庫資機材明細

	品名	仕様	数量	備考
1	メガホン	プラスチック製	5	
2	消火バケツ	ブリキ・赤色	20	
3	バール	縦型、横型	6	たて・よこ 各3
4	スコップ	角型、丸型	10	丸型・角型 各5
5	のこぎり	両刃	5	
6	掛矢	八角	3	
7	なた	皮ケース付	3	
8	くわ		10	
9	モッコ	ワイヤー型 天秤棒付	2	
10	石み	竹製	2	
11	大杵	皮ケース付	5	
12	ペンチ	絶縁型	5	
13	鉄線バサミ	ワイヤーカッター	3	
14	大ハンマー	両口	3	
15	片手ハンマー		4	
16	一輪車		2	
17	ロープ	40m	3	
18	強カライト	電池付	5	
19	腕章		20	
20	ツルハシ	2.5kg	10	
21	標識ロープ	100m	1	
22	防水シート	ビニールシート	10	

23	ヘルメット	町章 文字入り	30	
24	救急箱	20人用	5	
25	工具箱	工具セット	1	
26	コードリール	30m	2	
27	電池メガホン	サイレン音付	3	
28	担架	折りたたみ型	3	
29	はしご	脚立	1	アルミ合金製
30	毛布	真空パック入り10枚	5	50枚
31	バケツ	ブリキ製	20	